



浦添市職員の休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 8 月 6 日

浦添市長

松本哲治

浦添市規則第 30 号

浦添市職員の休暇に関する規則の一部を改正する規則

浦添市職員の休暇に関する規則（昭和47年規則第15号）の一部を次のように改正する。

別表第2の5の項中「参考人」を「参考人、被害者参加人」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

浦添市職員の休暇に関する規則（昭和47年規則第15号）新旧対照表

現行	改正後（案）												
浦添市職員の休暇に関する規則 昭和47年 5 月14日 規則第15号 注 平成26年 2 月から改正経過を注記した。 別表第 2 （第 5 条関係）	浦添市職員の休暇に関する規則 昭和47年 5 月14日 規則第15号 注 平成26年 2 月から改正経過を注記した。 別表第 2 （第 5 条関係）												
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="232 601 575 647">特別有給休暇の範囲</th><th data-bbox="575 601 1099 647">有給の期間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="232 647 575 694">1 ～ 4 〔略〕</td><td data-bbox="575 647 1099 694">〔略〕</td></tr> <tr> <td data-bbox="232 694 575 935">5 裁判員、証人、鑑定人、 <u>参考人、</u> 等 として国会、裁判所、地 方公共団体の議会その他 の官公署に出頭する場合</td><td data-bbox="575 694 1099 935">その都度必要と認める期間</td></tr> </tbody> </table>	特別有給休暇の範囲	有給の期間	1 ～ 4 〔略〕	〔略〕	5 裁判員、証人、鑑定人、 <u>参考人、</u> 等 として国会、裁判所、地 方公共団体の議会その他 の官公署に出頭する場合	その都度必要と認める期間	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1122 601 1464 647">特別有給休暇の範囲</th><th data-bbox="1464 601 1989 647">有給の期間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1122 647 1464 694">1 ～ 4 〔略〕</td><td data-bbox="1464 647 1989 694">〔略〕</td></tr> <tr> <td data-bbox="1122 694 1464 935">5 裁判員、証人、鑑定人、 <u>参考人、被害者参加人</u>等 として国会、裁判所、地 方公共団体の議会その他 の官公署に出頭する場合</td><td data-bbox="1464 694 1989 935">その都度必要と認める期間</td></tr> </tbody> </table>	特別有給休暇の範囲	有給の期間	1 ～ 4 〔略〕	〔略〕	5 裁判員、証人、鑑定人、 <u>参考人、被害者参加人</u> 等 として国会、裁判所、地 方公共団体の議会その他 の官公署に出頭する場合	その都度必要と認める期間
特別有給休暇の範囲	有給の期間												
1 ～ 4 〔略〕	〔略〕												
5 裁判員、証人、鑑定人、 <u>参考人、</u> 等 として国会、裁判所、地 方公共団体の議会その他 の官公署に出頭する場合	その都度必要と認める期間												
特別有給休暇の範囲	有給の期間												
1 ～ 4 〔略〕	〔略〕												
5 裁判員、証人、鑑定人、 <u>参考人、被害者参加人</u> 等 として国会、裁判所、地 方公共団体の議会その他 の官公署に出頭する場合	その都度必要と認める期間												